

理由がなく失効後6か月を超え1年を経過しない方

失効仮運転免許証の交付

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 理由がなく更新できなかつた方で、有効期限が切れてから 6か月を超え1年を経過しない方 ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。
試 験 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 仮免許の学科試験及び技能試験が免除となります。 ※ 適性試験に合格すると、失効した運転免許の種類及び限定に応じて大型仮免許証、中型仮免許証、準中型仮免許証又は普通仮免許証が交付されます。
受 付 時 間	<p>月曜日～金曜日（土、日、祝日、年末年始の休日を除く。） 午前8時30分～午前9時30分（午後の受付は、ありません。）</p>
場 所	秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許申請書（免許センターにあります。） ○ 質問票（免許センターにあります。） ※ 虚偽を記載した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票（免許センターにあります。） ○ 申請用写真 2枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可） ○ 本籍（国籍）の記載された住民票 ○ 失効した運転免許証
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 住民票は、必ず本籍（国籍）の記載されたものを準備してください。 （「本籍省略」のものは、申請を受理できません。） ○ 失効した運転免許証を紛失した方は、事前に運転免許センター試験係（018-862-7570）へご相談ください。 なお、申請日当日は、本籍（国籍）の記載された住民票のほかに本人確認のための書類（健康保険証等）の提示が必要となります。 ○ 必要な書類の提出がない場合は、申請を受理することができませんので注意してください。
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 仮免許取得後、普通免許等（本免許）を受験する場合は、3か月以内に5日間以上の路上練習が必要となります。 <p>（例）普通仮免許を申請した場合の流れ 仮免許証の適性試験合格→仮免許証交付→路上練習（5日間以上） →学科試験→技能試験→取得時講習受講（指定自動車教習所） →運転免許証交付の流れになります。</p>

受験手数料	1,550円
交付手数料	1,150円
計	2,700円

お問い合わせは 018-862-7570 運転免許センター試験係まで